

中国地方5県および愛媛県在住者限定!!

ひろしま再発見の旅



ひろしま

地旅

割引額(補助額)予算が達成されしだい割引制度は終了いたします。

※価格はすべて税込です。

この商品は、広島県誘客促進支援事業を活用した旅行割引プランです。

1人あたり10,000円未満のプランの場合 1人 **2,500円 割引**

1人あたり10,000円以上20,000円未満のプランの場合 1人 **5,000円 割引**

1人あたり20,000円以上30,000円未満のプランの場合 1人 **10,000円 割引**

1人あたり30,000円以上のプランの場合 1人 **15,000円 割引**

さらに!

●支援金の一例(1人あたり)

旅行代金	支援金の一例
40,000円の場合	14,000円
30,000円の場合	10,000円
20,000円の場合	7,000円
10,000円の場合	3,000円

※お得な“広島県内宿泊プラン”は、Go Toトラベル事業の支援対象です。旅行代金からGo Toトラベル事業による支援金を引いた金額がお客様のお支払い実額となります。

※別に定める日以降に発券する旅行に関しては、別途、旅行代金に応じた地域共通クーポンが付与されます。

※国からの支援金はお客様に対して支給されますが、当協会又は受託旅行業者(以下、「販売店」といいます)は、支援金をお客様に代わって受領(代理受領)いたしますので、お客様は、旅行代金に対する支援金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただきます。なお、旅行契約をお取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けます。お客様は、当協会又は販売店による代理受領についてご了承のうえお申込みください。

※Go Toトラベル事業の支援金は販売店により異なりますので、支援金の額はお申込みの販売店におたずねください。

※広島県誘客促進支援事業とGo Toトラベル事業は併用にならない場合がありますので、お申込みの販売店におたずねください。

お得な“広島県内宿泊プラン”

ホテル鷗風亭またはホテル景勝館

日本でもっとも癒される港町「鞆の浦」

1泊
2食付

【ホテル鷗風亭】おとな4~6名1室利用の場合

基本旅行代金

割引前

20,000円~23,000円

広島県誘客促進支援事業を活用した旅行割引プラン

割引後

10,000円~13,000円

GoToトラベル
キャンペーン

お支払い実額

3,000円~ 5,000円

お支払い実額は販売店により異なる場合があります。



ホテル鷗風亭外観



ホテル景勝館外観

こちらもお
すすめ

ホテル鷗風亭 日帰りプラン

※おとな2名様以上でお申し込みください。

日帰り
昼食付
(おとな)

基本旅行代金

割引前 **7,000円**

広島県誘客促進支援事業を活用した旅行割引プラン

割引後 **4,500円**

日帰り
昼食付
(子どもB)

基本旅行代金

割引前 **4,500円**

広島県誘客促進支援事業を活用した旅行割引プラン

割引後 **2,000円**

■子どもB:子ども用のお食事

実施期間:2020年8月22日(土)~2021年2月28日(日)
(12月30日~1月4日は除く)

和室1泊2食付(夕食:季節の会席料理 朝食:和定食)

チェックイン 15:00

チェックアウト 10:00

■交通:JR福山駅→バス約40分→徒歩約5分

■基本旅行代金

(お1人様・円)

	A	B
4~6名1室	20,000	23,000
3名1室	21,000	24,000
2名1室	23,000	26,000
子どもA	16,000	19,000
子どもB	12,000	14,000

■子どもA:おとなに準じた(数品少ない程度)のお食事
子どもB:子ども用のお食事
※3歳~5歳(添い寝)@4,400円現地にてお支払いください。

※入湯税@150円を現地にてお支払いください。
※おとな2名様以上でお申し込みください。

■加減代金(左記基本旅行代金に下記代金が増減されます)

(円)

	おとな	子どもA	子どもB
夕食アップグレード(鷗風亭・景勝館同額)	4,000	3,000	
ホテル景勝館(本館)利用の場合	▲3,000	▲2,000	▲2,000
ホテル景勝館(露天風呂付客室)利用の場合	3,000	2,000	1,000
ホテル鷗風亭(プレミアムフロア)利用の場合	6,000	4,000	3,000
ホテル鷗風亭(露天風呂付客室)利用の場合	12,000	8,000	6,000

鷗風亭特典

ご到着時、ウェルカムジュースをご用意

景勝館特典

ご到着時、黒豆茶をご用意

2020 8月

月	火	水	木	金	土	日
					B	A
3	4	5	6	7	8	9
A	A	A	A	A	A	—
10	11	12	13	14	15	16
—	—	—	—	—	—	—
17	18	19	20	21	22	23
A	A	A	A	A	B	A
24	25	26	27	28	29	30
A	A	A	A	A	B	A

2021 1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
—	—	—	—	—	—	B
11	12	13	14	15	16	17
A	A	A	A	A	B	A
18	19	20	21	22	23	24
A	A	A	A	A	B	A
25	26	27	28	29	30	31
A	A	A	A	A	B	A

2020 9月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
A	A	A	A	A	B	A
14	15	16	17	18	19	20
A	A	A	A	A	B	A
21	22	23	24	25	26	27
A	A	A	A	A	B	A
28	29	30				
A	A	A				

2021 2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
A	A	A	A	A	B	A
8	9	10	11	12	13	14
A	A	B	A	A	B	A
15	16	17	18	19	20	21
A	A	A	A	A	B	A
22	23	24	25	26	27	28
B	A	A	A	A	B	A

2020 10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
A	A	A	A	A	B	A
12	13	14	15	16	17	18
A	A	A	A	A	B	A
19	20	21	22	23	24	25
A	A	A	A	A	B	A
26	27	28	29	30	31	
A	A	A	A	A	B	

2020 11月

月	火	水	木	金	土	日
						A
2	3	4	5	6	7	8
A	A	A	A	A	B	A
9	10	11	12	13	14	15
A	A	A	A	A	B	A
16	17	18	19	20	21	22
A	A	A	A	A	B	A
23	24	25	26	27	28	29
A	A	A	A	A	B	A

2020 12月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
A	A	A	A	A	B	A
14	15	16	17	18	19	20
A	A	A	A	A	B	A
21	22	23	24	25	26	27
A	A	A	A	A	B	A
28	29	30	31			
A	A	—	—			

宿泊プラン(鷗風亭)は
こちらでも
ご覧いただけます



宿泊プラン(景勝館)は
こちらでも
ご覧いただけます



日帰りプラン(鷗風亭)は
こちらでも
ご覧いただけます



ひろしま地旅「広島県内宿泊プラン」「広島県内観光周遊・食事プラン」 取引条件説明書《抜粋》

この書面(以下「共通事項書面」といいます。)は、旅行業法第 12 条の 4 に基づきお客様に交付する取引条件説明書面の一部であり、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第 12 条の 5 及び観光庁認可の当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)第 9 条第 1 項による契約書面の一部となります。
ひろしま地旅のお申込みの際は、詳しい旅行条件をご説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認のうえお申込みください。

1. 国内募集型企画旅行契約

- (1) ひろしま地旅「広島県内宿泊プラン」「広島県内観光周遊・食事プラン」(以下「この旅行」といいます。)は、協同組合広島県旅行業協会(広島県広島市東区光町 1 丁目 11 番 5 号 チサンマニション広島 1-303 号、広島県知事登録旅行業第 2-182 号)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、協同組合広島県旅行業協会(以下「当協会」といいます。)と国内募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット・チラシに記載する個別の旅行プラン等(以下「パンフレット等」といいます。)に記載されている条件のほか、共通事項書面、旅行出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)、及び観光庁認可の当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)(以下「約款」といいます。)によります。なお、最終旅行日程表は作成しないことがあります。
- (3) この旅行は、添乗員・現地係員の同行しない個人・グループ旅行である。この旅行では約款で定める旅程管理は行いません。ご旅行に必要なクーポン券類やパワチャーター等をお渡しいたしますので、ご旅行中の諸手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

2. 旅行契約の申込み

- (1) 旅行契約を申込みとするとお客様は、当協会又は旅行業法で規定された当協会の「受託営業所」(以下「当協会ら」といいます。)にて、当協会所定の旅行申込書(以下「申込書」といいます。)に所定の事項を記入のうえ、当協会がパンフレット等に定める金額の申込金又は旅行代金の全額(以下「申込金等」といいます。)を添えてお申込みいただきます。申込金等は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (2) 当協会らは、電話・郵便・ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しあらず、当協会らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当協会らに申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当協会らは予約のお申込みがなかったものとして取り扱います。
- (3) この旅行に、旅行開始日当日における満年齢が 20 歳未満の方が保護者の同行がなく単独で参加される場合は親権者代表様の同意書が必要です。また、15 歳未満の方は保護者(20 歳未満の方は保護者となりません。)の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (4) 特別な配慮を必要とするお客様のお申込みについて お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な措置が必要となる可能性があるお客様は、ご相談させていただきますので、旅行申込みの際に係員に必ずお申し出ください。

3. 旅行契約の成立時期

- (1) 旅行契約は、当協会らが旅行契約の締結を承諾し、第 2 項(1)による申込金を受理した時に成立します。
- (2) 通信契約による旅行契約は、当協会が旅行契約の申込みを承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立します。

4. 旅行代金のお支払い期日と適用

- (1) 旅行代金とは、第 5 項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。
- (2) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。
- (3) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日以降に旅行契約のお申込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当協会が指定する期日までにお支払いいただきます。
- (4) 参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、旅行実施日における満年齢が 12 歳以上の方は「大人代金」、6 歳以上 12 歳未満の方は「子ども代金」となります。パンフレット等に特に記載がない場合は、すべて「大人代金」の適用となります。

5. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、パンフレット等に「旅行代金として

表示した金額」、「追加代金として表示した金額」、「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、「申込金等」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

6. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

- (1) パンフレット等に記載された旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、入場料、特典プランの代金、消費税が含まれます。
- (2) 入湯税が必要な宿泊施設における入湯税は含まれておりません。入湯税は宿泊施設へ直接お支払いください。
- (3) パンフレット等に記載された旅行日程に明示されていない交通宿泊費等の諸費用及び個人的性質の諸費用はふくまれておりません。
- (4) 宿泊施設などにより、幼児(6 歳未満)をお連れのとときに寝具やお食事をご用命・ご利用にならなくても「施設利用料金」を申し受けることがあります。この「施設使用料金」は含まれておりませんので、宿泊施設へ直接お支払いください。

7. お客様からの旅行契約の解除と取消料

- (1) お客様は、次の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金等)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

旅行契約の解除期日	取消料
ア、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目に当たる日より前に解除する場合	無 料
イ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目(日帰りにあつては 10 日目)に当たる日以降に解除する場合(ウ、からカ、までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 20%
ウ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に解除する場合(エ、からカ、までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 30%
エ、旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%
オ、旅行開始当日に解除する場合(カに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 50%
カ、旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第 2 条第 3 項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

- (2) 宿泊のみご予約になった場合は、次の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金等)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。(31 名以上の場合の取消料は係員にお尋ねください。)

旅行契約の解除期日	取消料	
	予約人数が 1～14 名の場合	予約人数が 15 名～30 名の場合
ア、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 6 日目に当たる日より前に解除する場合	無料	無料
イ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 5 日目に当たる日以降に解除する場合(ウ、からカ、までに掲げる場合を除く。)	無料	旅行代金の 20%
ウ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目に当たる日以降に解除する場合(エ、からカ、までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%

エ、旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
オ、旅行開始当日に解除する場合(カ、に掲げる場合を除く。)	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
カ、旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第 2 条第 3 項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

- (3) 「旅行契約の解除期日」は、お客様がお申込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。営業日以外及び営業時間終了後に着信したファクシミリ等は、翌営業日のお申し出として取扱います。
- (4) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

8. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当協会は、旅行申込みの受付に際し提出された申込書に記入いただいた必要項目又は提出を受けた旅行者名簿に記載された必要項目について旅行者の個人情報を取得いたします。当協会にご提供いただく個人情報の項目をお客様がご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報をご提供いただけない場合であつて、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及び旅行サービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様の旅行のお申込み、ご依頼をお引き受けできないことがあります。
- (2) 当協会は、申込書又は旅行者名簿に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行において旅行サービス提供機関の提供する旅行サービスの手配及びそれらの旅行サービスの受領のための手続に必要な範囲内、当協会の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら旅行サービス提供機関、保険会社等に対し、お客様の氏名・性別・生年月日又は年齢・住所・連絡先電話番号を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。旅行契約をお申込みいただく際には、これらの個人データの提供について旅行者に同意をいただくものとします。
- (3) 当協会では、①旅行保険等旅行に必要な当協会と提携する企業の商品やサービスのご案内、②当協会の商品やキャンペーン情報のご案内、③よりよい旅行商品を開発するためのマーケット分析、④旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、⑤アンケートのお願い、⑥特典サービスの提供、⑦統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (4) 当協会は、旅行の安全及び旅行サービス提供機関の提供する旅行サービスの確実な受領のため、契約責任者及び契約責任者が旅行に同行しない場合における契約責任者が選任した旅行者の氏名及び旅行中連絡が可能な電話番号を、旅行サービス提供機関に提供いたします。
- (5) 当協会は、旅行中に傷病があつた場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報を伺っています。この個人情報も、お客様に傷病があつた場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当協会が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当協会に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

9. 旅行条件・旅行代金の基準期日

旅行条件と旅行代金は、パンフレット等又はプランに明示した日を基準にしております。

10. 旅行傷害保険について

ご旅行中、病氣、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。

旅行企画・実施

協同組合広島県旅行業協会

広島県知事登録旅行業第 2-182 号
一般社団法人全国旅行業協会正会員
広島市東区光町 1 丁目 11-5
チサンマニション広島 1-303 号

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご連絡なく右記の取扱管理者にお尋ねください。

受託販売 「ひろしま地旅」は次の加盟旅行会社でお取り扱いいたしております。